

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十九年政令第三百五十八号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(手当)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 日当は、出頭又は鑑定及びこれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、参考人については一日当たり八千百円以内において、鑑定人については一日当たり七千七百円以内において、それぞれ金融庁長官が相当と認める額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(手当)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 日当は、出頭又は鑑定及びこれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、参考人については一日当たり八千五百円以内において、鑑定人については一日当たり七千六百五十円以内において、それぞれ金融庁長官が相当と認める額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、令和五年七月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この政令による改正前の公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令第二条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する出頭等に必要な日数で、この政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。